次

目

人事委員会規則

る規則 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正す

例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

る規則 岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正す

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規 る規則

同

0

同

0

同

0

改正する規則

を改正する規則 岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

同

同

岐阜県職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を

則の一部を改正する規則

岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則の一部を改正す

補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

岐阜県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則

岐

同 同

同

九八

(人事委 **員** 会)

=

同

八七二

同 同

同

八

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の 同

を改正する規則

一部を改正する規則

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部

同

年 三月二十五日

和

号

外

令

令和三年三月二十五日

報

人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英

=

岐阜県人事委員会規則第四号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

号) の一部を次のように改正する。 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和二十六年岐阜県人事委員会規則第三

る職員 (以下「要求者」という。) は、前項の書面 (以下「要求書」という。) に、次に 記載事項」を「前項各号に掲げる事項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。 掲げる事項を記載し、」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第 とする職員 (以下「要求者」という。) が記名押印して」を「措置の要求をしようとす (以下「要求書」という。) には、左の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしよう 一号中「及び所属部局、」を「、住所、所属部局及び」に改め、同条第三項中「前項の 第六条中「第四十一条第一項」を「同規則第四十一条第一項」に改める。 第二条第一項中「規定により」を「規定による」に改め、同条第二項中「前項の書面

岐

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英

=

岐阜県人事委員会規則第五号

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 給与の支払監理等に関する規則 (昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号) の一部

さなければ」に改める。 振込」を「口座振込み」に、「の受領に係る押印をしなければ」を「を受領した旨を示 第十四条の二の見出し中「の押印」を「への現金受領の表示」に改め、同条中「口座 第五条中「押印等を」を「必要な記録を適宜の方法で自ら」に改める。

をした者を確認することができるように」に改める。 第十六条中「あたつて誤記」を「当たつて誤記を」に、「した者が押印」を「の訂正

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

る規則をここに公布する。 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英

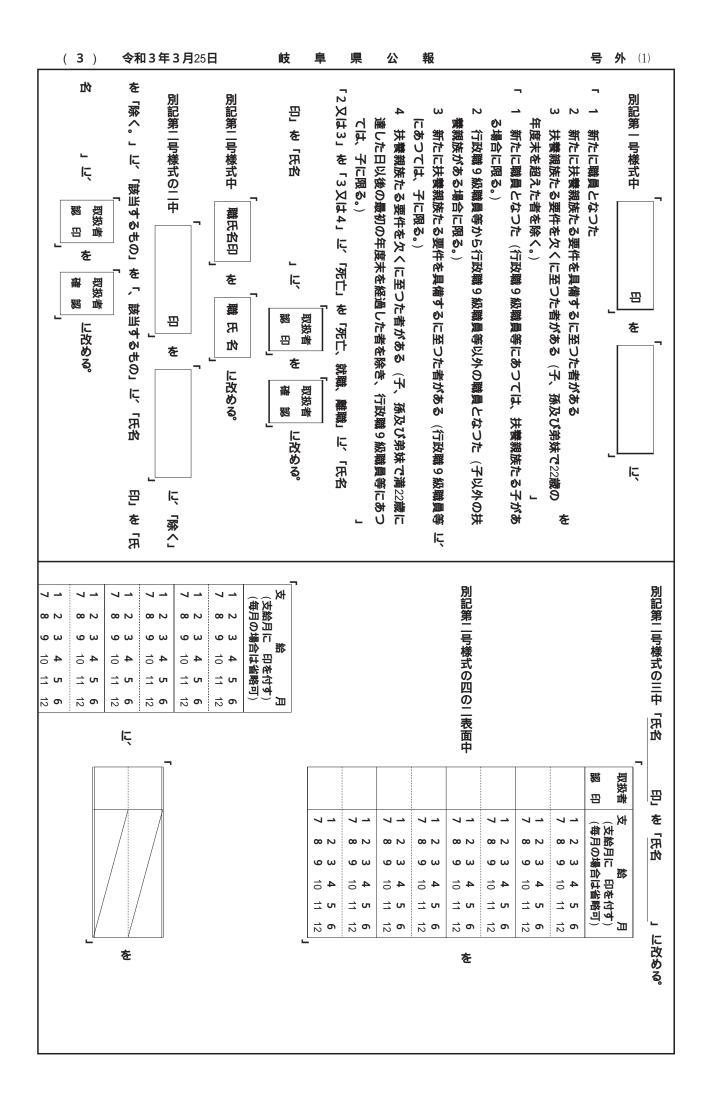
岐阜県人事委員会規則第六号

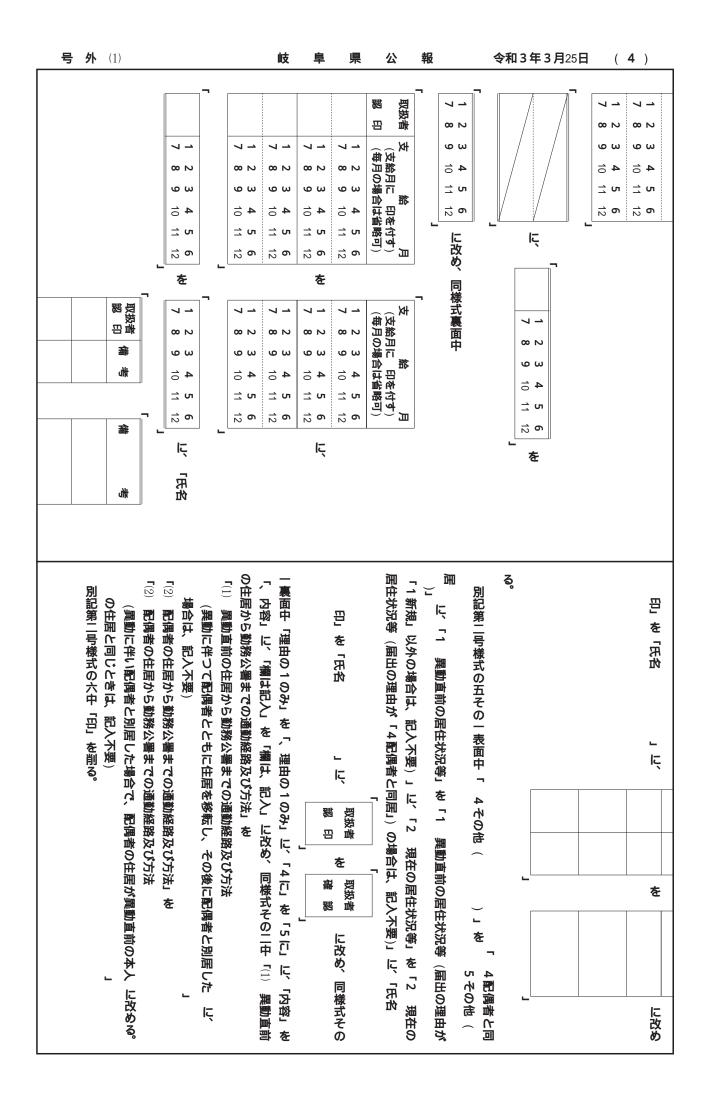
正する規則 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改

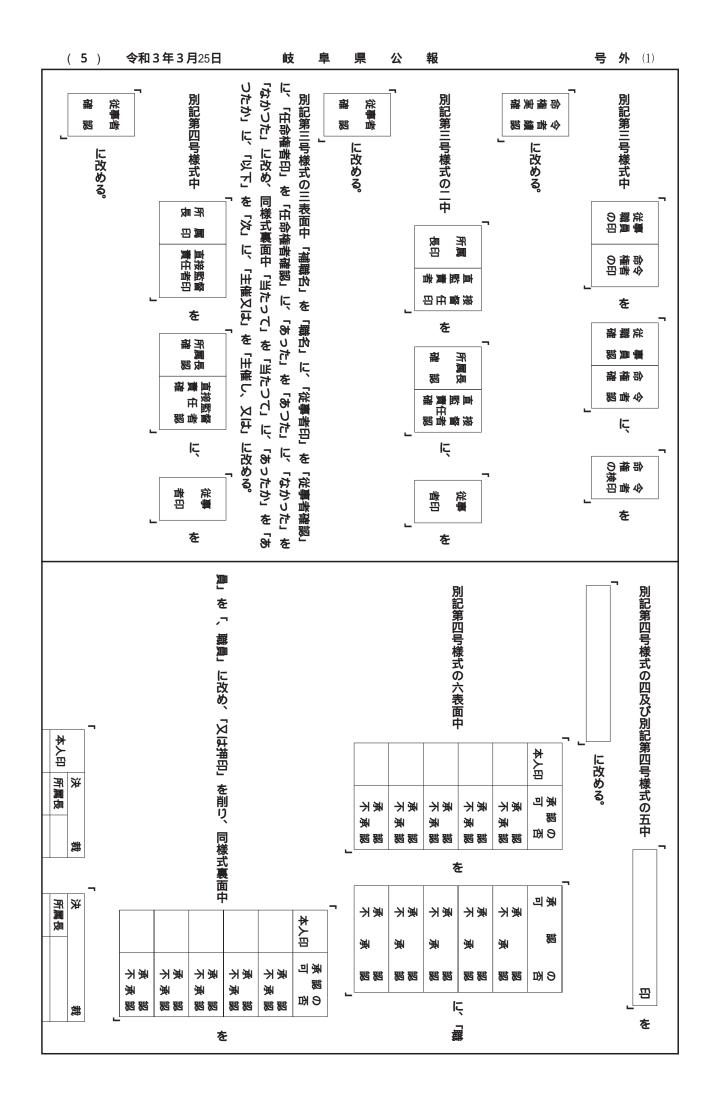
岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年

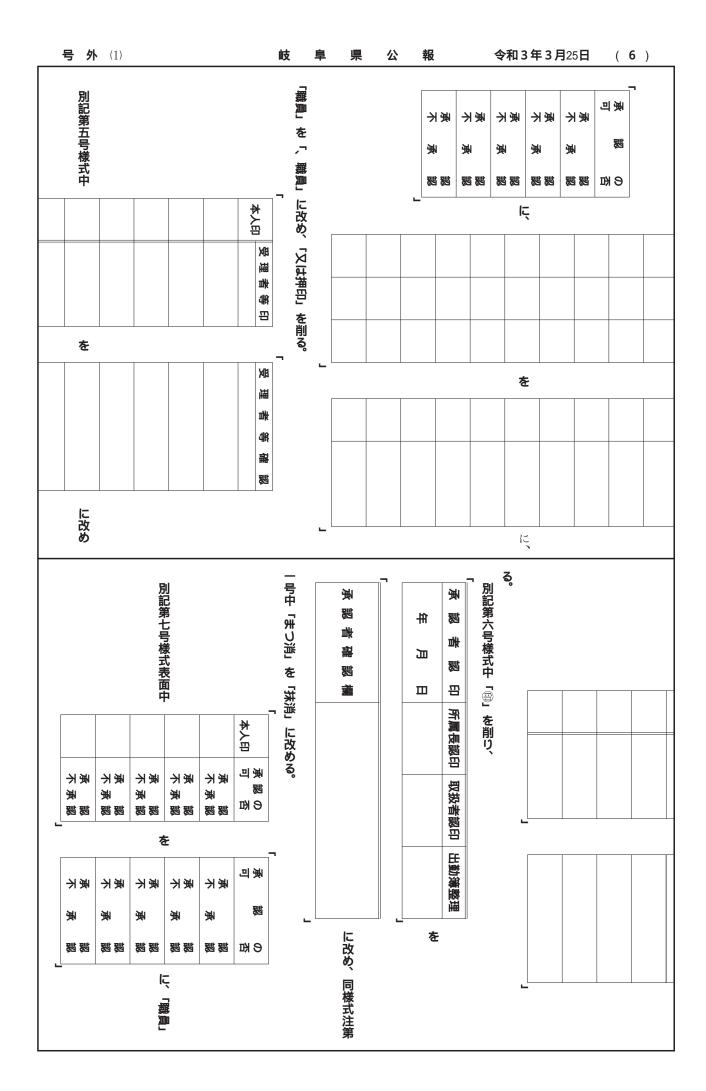
当該管理職員特別勤務実績簿にその旨を示す」に改める。 め、同条第二項中「つど」を「都度」に、「うえ」を「上」に、「押印する」を「確認し、 る」を「確認し、当該時間外勤務等命令簿又は宿日直勤務命令簿にその旨を示す」に改 第三十五条第一項中 「、そのつど」を「その都度」に、「うえ」を「上」に、「押印す

親として」に改める。 号」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「養子縁組里 によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項」を「第六条の四第二号 に規定する養子縁組里親 (以下「養子緣組里親」という。) である者若しくは同条第一 第七十五条第一項第十六号中「第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組









岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則(昭和六十年岐阜県人事委員会規則第四号)

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「⇔」を削る。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

岐阜県人事委員会 委員長

廣

瀬

英

=

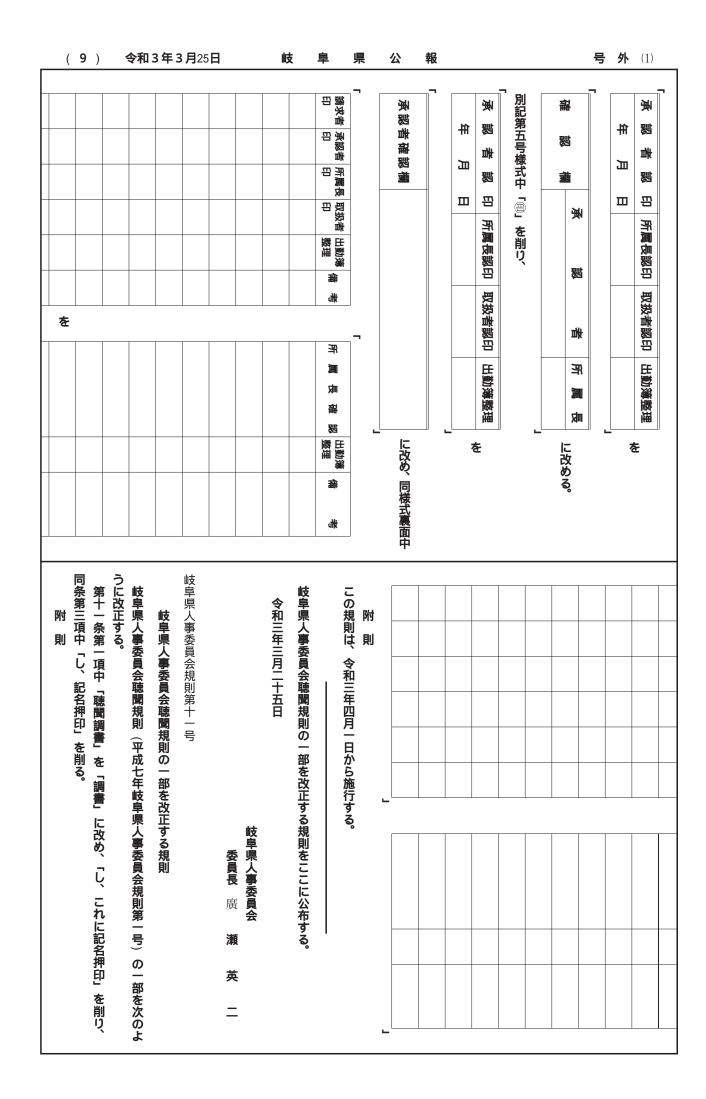
岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年岐阜県人事委員会規則第三

号) の一部を次のように改正する。

所属長認印 取扱者認印 出勤簿整理 を

鰐 ₩ 爬 阊 咖 に改める。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「⊜」を削る。



岐阜県人事委員会規則第十二号

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する

令和三年三月二十五日

規則の一部を改正する規則をここに公布する

「1 「生年月日 (年齢)」の欄の年齢は、再任用及び任期の更新を行う日における年齢を

「再任用(更新)事由」の欄には、再任用及び任期の更新を行う事情その他の理由を

(任期更新後) の当該職員の職務内容を記入する。

を

「職務内容」の欄には、再任用時

岐阜県人事委員会

する規則の一部を改正する規則 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関

規則(平成十二年岐阜県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する

第二条第二項中「の各号」及び「、記名押印して」を削る。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英

=

岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則 (平成十三年岐阜県人事委員会規則第一号)

の一部を次のように改正する。

別記様式中「凸」を削り、

改める。

別記第二号様式中「

「職務の級 (号給)」の欄の号給は、退職時のみ記入する

ω

を記入する。

「再任用(更新)事由」の欄には、再任用及び任期の更新を行う事情その他の理由を

記入する。

「職務の級(号給)」の欄の号給は、退職時のみ記入する

「職務内容」の欄には、再任用時(任期更新後)の当該職員の職務内容及び勤務形態

に

記入する

委員長 廣 瀬 英

=

改める。

記入する。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

ここに公布する。 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英

=

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年岐阜県人事

委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「

印」を「任命権者

に

改め、同様式備考第六号中「汨幽に澎灣」を「、汨幽に澎灣」に改める。 印」を「任命権者

_ に

(11)	令和3年3月 25日	岐	阜県	公 報			号 外 (1)
			申請者 任命権者	別記第一号様式表面中「臼」を削り、第五号)の一部を次のように改正する。第五号)の一部を次のように改正する。	岐阜県職員の修学部分休 岐阜県人事委員会規則第十五号	令和三年三月二十五日	する。 岐阜県職員の修学部分: ――― この規則は、令和三年8
	を		任命権者確認	別記第一号様式表面中「臼」を削り、同様式裏面中五号)の一部を次のように改正する。近阜県職員の修学部分休業に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県人事委員会規則	岐阜県職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則人事委員会規則第十五号	委員長 廣 瀬州 英二 一岐阜県人事委員会	る。 岐阜県職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布―――――――――――――――――――――――――――――――――――
秦員長廣瀬 英二 令和三年三月二十五日	布する。 布する。 布する。 布する。		委員長 廣河瀬 英二 岐阜県人事委員会	令和三年三月二十五日布する。岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公		改める。	

